平成２５年（フ）第１１７号
広島県呉市仁方大歳町10番９号
債務者　平西五月枝
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１２２号
広島県竹原市塩町３丁目21番７号コーポ８３－Ｂ号室
債務者　大木美由紀
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１２７号
広島県呉市三和町20番31号　202号室
債務者　衣川　和枝
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１２８号
広島県呉市阿賀南４丁目５番21号
債務者　辻　眞奈美
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１９７号
徳島県美馬市脇町大字脇町1263―１、旧住所徳島市南仲之町１丁目45番地
債務者　原　　竹子
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０５号
徳島市吉野本町３丁目３番地、旧住所徳島市春日２丁目７番14号
債務者　髙尾　貴江
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２９号
大阪府守口市梶町４丁目69番５号
債務者　山川　敏美
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８９２号
大阪府吹田市広芝町11番１―1001号
債務者　森岡　詩子
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８２７号
大阪市北区西天満６丁目８番８―303号
債務者　金坂　隆史
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８３７号
大阪市都島区御幸町２丁目９番９―206号、住民票上の住所大阪市都島区都島本通３丁目４番16号
債務者　小山　達也
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９５１号
大阪市西区境川１丁目４番７号　ハイムＫ２―603
債務者　橋本　泰行
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４０２号
大阪府箕面市萱野１丁目５番15号
債務者　小林　伸也
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４４６号
大阪市住吉区帝塚山東４丁目６番13号
債務者　近藤　勝敏
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４４７号
大阪市生野区新今里１丁目14番８号
債務者　瑞原豊吉こと　廉　　豊吉
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４６３号
大阪市旭区今市２丁目３番21―504号
債務者　香川　直史
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４９６号
大阪市住吉区清水丘３丁目13番24号　Ｇハイツ403号
債務者　中西　順子
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５３４号
大阪府門真市北巣本町13番14号
債務者　矢口　隆生
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５８１号
大阪府門真市岸和田３丁目43番40―402号
債務者　菊地　利恵
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部